

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人 日本学生支援機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について契約監視委員会による点検・見直しを踏まえ、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(63.4%) 253	(58.0%) 3,055,616	(84.2%) 336	(75.0%) 3,953,455
競争入札	(50.6%) 202	(49.2%) 2,593,755	(64.7%) 258	(64.2%) 3,385,253
企画競争、公募等	(12.8%) 51	(8.8%) 461,861	(19.5%) 78	(10.9%) 568,202
競争性のない随意契約	(36.6%) 146	(42.0%) 2,213,697	(15.8%) 63	(25.0%) 1,315,858
合 計	(100.0%) 399	(100.0%) 5,269,313	(100.0%) 399	(100.0%) 5,269,313

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないものである。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 見直し後の競争入札の件数・金額には、事務・事業を取り止めたもの及び平成20年度限りのもの(計 92 件、1,014,490 千円)の数が含まれる。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について契約監視委員会による点検・見直しを行った結果、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これらの結果に留意し改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	253	3,055,616
うち一者応札・一者応募	(33.2%) 84	(38.2%) 1,167,488

(注) 上段 () は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(67.9%) 57	(70.0%) 817,929
仕様書の変更	3	54,454
参加条件の変更	3	117,597
公告期間の見直し	51	645,878
その他	3	94,658
契約方式の見直し	(5.9%) 5	(1.5%) 17,062
その他の見直し	(2.4%) 2	(2.7%) 32,036
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(23.8%) 20	(25.7%) 300,462

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため、一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) 件数・金額は、事務・事業を取り止めたもの及び平成20年度限りのもの(計 12件、35,655千円)を含んだ数である。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施する。

(2) 随意契約等の見直し

① 総合評価落札方式の拡大

事務または事業の性質から価格競争のみによる一般競争入札により難しいものについては、総合評価落札方式による一般競争入札の拡大に努める。

② 企画競争の実施

事務または事業の性格等から直ちに一般競争入札によることが困難なものについては、公募による企画競争を実施し、契約の競争性を確保するよう努める。

③ 複数年度契約の拡大

賃貸借やリース等の他、役務等業務においても、費用対効果等を踏まえた検討を行い、複数年度契約の拡大実施を引き続き進める。

④ 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、入札手続きの効率化にむけて引き続き取り組んでいく。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 調達内容の具体化、明確化

仕様書に記載する業務内容について、できる限り具体化・明確化することとし、新規参加者においても十分理解が可能となるよう、分かりやすく記載するよう努める。また、公告の際にも、業務の内容が把握しやすい案件名とするなど、調達内容が容易に推測できるよう留意する。

② 公告期間の確保等

公告については、最低 10 日間の期間を設定し、また、案件によってはそれ以上の期間を設けて実施しているところではあるが、提案書の作成を要件としているものについては、公告日から提案書の提出までに最低 20 日間を設けるほか、検討や準備に時間を要すると思われるものについては、そのために必要な期間を確保するよう配慮し、また、業務遂行のための人員や物品の手配に要する日数も勘案した上で、できるだけ早期に公告を行うよう努める。

③ 競争参加資格要件の緩和・改善

入札参加資格等の要件については、競争を制限することのないよう十分留意して設定しているところであるが、新規参加者の制約とならない必要最小限の要件とするよう引き続き留意する。

④ 参加招請の実施

応札・応募が少数となることが予想される案件については、応札・応募を促すために、当該入札に参加が予想される業者や新たに参加が期待できそうな業者に対して入札情報をPRするなど、できる限り多くの参入業者を確保できるよう努める。